アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-102

中国民営教育促進法

弁護士法人 瓜生·糸賀法律事務所

2017年1月16日(月)

民営教育促進法

2002年12月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議採択 2013年6月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議改正 同日国家主席令第5号により公布 同日施行

2016年11月7日第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議改正 同日国家主席令第55号により公布 2017年9月1日施行

目次

第1章 総則

第2章 設立

第3章 学校の組織及び活動

第4章 教師及び教育を受ける者

第5章 学校の資産及び財務管理

第6章 管理及び監督

第7章 扶助・支持及び報奨

第8章 変更及び終了

第9章 法律責任

第 10 章 附則

第1章 総則

- 第1条 科学教育による興国戦略を実施し、民営教育事業の健全な発展を促進し、かつ、民営学校及び教育を受ける者の適法な権益を維持・保護するため、憲法 及び教育法に基づきこの法律を制定する。
- 第2条 国家機構以外の社会組織又は個人が非国家財政性経費を利用し、社会 に対し学校その他の教育機構を設立・運営する活動には、この法律を適用する。この法律に定めのない場合には、教育法その他の教育に関する法律により執行する。
- 第3条 民営教育事業は、公益性事業に属し、社会主義教育事業の構成部分である。
- 2 「国は、民営教育について積極的に奨励し、大いに支持し、正確に誘導し、かつ、法により管理するという方針を実行する。
- 3 各級人民政府は、民営教育事業を国民経済及び社会発展規画に組み入れなければならない。
- 第4条 民営学校は、法律及び法規を遵守し、国の教育方針を貫徹し、教育の 質を保証し、社会主義建設事業の各種人材の養成に力を入れなければならない。
- 2 民営学校は、教育と宗教とを分離するという原則を貫徹しなければならない。 いかなる組織及び個人も、宗教を利用して国家教育制度を妨害する活動をしてはな らない。

- 第5条 民営学校と公営学校とは、同等の法的地位を有する。国は、民営学校 の学校運営自主権を保障する。
- 2 国は、民営学校の設立・運営者、校長、教職員及び教育を受ける者の適法な 権益を保障する。
- 第6条 国は、資金を寄付して学校を運営することを奨励する。
- 2 国は、民営教育事業の発展のために目立つ貢献をした組織及び個人に対し、 報奨及び表彰を与える。
- 第7条 国務院の教育行政部門は、全国民営教育業務の統一規画、総合調整及 びマクロ管理に責任を負う。
- 2 国務院の人的資源・社会保障行政部門その他の関係部門は、国務院所定の職 責範囲内において、それぞれ関係する民営教育業務に責任を負う。
- 第8条 県級以上の地方各級人民政府の教育行政部門は、当該行政区域内の民 営教育業務を主管する。
- 2 県級以上の地方各級人民政府の人的資源・社会保障行政部門その他の関係部 門は、各自の職責範囲内において、それぞれ関係する民営教育業務に責任を負う。
- 第9条 民営学校における中国共産党の基層組織は、中国共産党規約の規定に 従い党の活動を展開し、党の建設を強化する。

第2章 設立

- 第10条 民営学校を設立・運営する社会組織は、法人格を有しなければならない。
- 2 民営学校を設立・運営する個人は、政治的権利及び完全民事行為能力を有しなければならない。
- 3 民営学校は、法人としての条件を具備しなければならない。
- 第11条 民営学校の設立は、当該地区の教育発展の需要に適合し、教育法その 他の関係する法律及び法規所定の条件を具備しなければならない。
- 2 民営学校の設置標準については、同級同類の公営学校の設置標準を参照し執行する。
- 第12条 学歴教育、就学前教育、自己学習試験助学その他の文化教育を実施する民営学校の設立については、県級以上の人民政府の教育行政部門が国の定める権限に従い審査・認可する。職業技能を主とする職業資格養成・訓練及び職業技能養成・訓練を実施する民営学校の設立については、県級以上の人民政府の人的資源・社会保障行政部門が国の定める権限に従い審査・認可し、かつ、副本を同級の教育行政部門に送付し記録にとどめる。
- 第13条 民営学校の設立準備を申請する場合には、設立・運営者は、審査・認可機関に対し次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。
 - (1) 設立申請報告。内容には、主として設立・運営者、養成・訓練目標、学校運営規模、学校運営階層、学校運営形式、学校運営条件、内部管理体制、経費調達及び管理使用等が含まれなければならない。
 - (2) 設立・運営者の氏名、住所又は名称及び所在地
 - (3) 資金源泉、資金額及び有効な証明文書。更に所有権を記載する。
 - (4) 寄付・贈与性質に属する学校資産については、必ず寄付・贈与合意を提出し、 寄付・贈与者の氏名、寄付・贈与される資産の金額、用途及び管理方法並びに関 連する有効証明文書を記載しなければならない。
- 第14条 審査・認可機関は、民営学校設立準備の申請を受理した日から30日

内に、書面により同意するか否かの決定をしなければならない。

- 2 設立準備に同意する場合には、設立準備認可書を発給する。設立準備に同意しない場合には、理由を説明しなければならない。
- 3 設立準備期間は、3年を超えてはならない。3年を超える場合には、設立・運営者は、新たに申請報告しなければならない。
- 第15条 民営学校の正式設立を申請する場合には、設立・運営者は、審査・認可機関に対し次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。
 - (1) 設立準備認可書
 - (2) 設立準備状況報告
 - (3) 学校定款及び第1期学校理事会、董事会その他の政策決定機構の構成人員の 名簿
 - (4) 学校資産の有効な証明文書
 - (5) 校長、教師及び財務会計人員の資格証明文書
- 第16条 学校運営条件を具備し、設置標準に到達する場合には、直接に正式設立を申請することができ、かつ、第13条及び前条第(3)号ないし第(5)号所定の資料を提出しなければならない。
- 第17条 民営学校の正式設立を申請する場合には、審査・認可機関は、受理の日から3か月内に、書面により認可するか否かの決定をし、かつ、申請人に送達しなければならない。そのうち、民営大学・高等専門学校の正式設立を申請する場合には、審査・認可機関は、受理の日から6か月内に、書面により認可するか否かの決定をし、かつ、申請人に送達することもできる。
- 第18条 審査・認可機関は、正式設立を認可した民営学校に対し学校運営許可 証を発給する。
- 2 審査・認可機関は、正式設立を認可しないものについて、理由を説明しなければならない。
- 第19条 民営学校の設立・運営者は、非営利的又は営利的な民営学校の設立を 自主的に選択することができる。ただし、義務教育を実施する営利的な民営学校を 設立してはならない。
- 2 非営利的な民営学校の設立・運営者は、学校運営収益を取得してはならない。 学校の学校運営繰越残余金については、全部を学校運営に用いる。
- 3 営利的な民営学校の設立・運営者は、学校運営収益を取得することができる。 学校の学校運営繰越残余金については、会社法等の関係法律又は行政法規の規定に より処理する。
- 4 民営学校が学校運営許可証を取得した後に、法人登記をする場合には、登記 機関は、法によりこれを取り扱わなければならない。

第3章 学校の組織及び活動

- 第20条 民営学校は、学校理事会、董事会その他の形式の政策決定機構を設立し、かつ、相応する監督メカニズムを確立しなければならない。
- 2 民営学校の設立・運営者は、学校定款所定の権限及び手続に基づき、学校の 学校運営及び管理に参与する。
- 第21条 学校理事会又は董事会は、設立・運営者又はその代表、校長及び教職員代表等の人員によりこれを構成する。そのうち、3分の1以上の理事又は董事は、5年以上の教育・教学経験を有しなければならない。
- 2 学校理事会又は董事会は、5名以上でこれを構成し、理事長又は董事長1名

を置く。理事長及び理事又は董事長及び董事の名簿については、審査・認可機関に報告し記録にとどめる。

- 第22条 学校理事会又は董事会は、次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (1) 校長を任命し、及び解任する。
 - (2) 学校定款を変更し、及び学校の規則・制度を制定する。
 - (3) 発展規画を制定し、年度業務計画を承認する。
 - (4) 学校運営経費を調達し、予算及び決算を審査する。
 - (5) 教職員の編制定員及び賃金標準を決定する。
 - (6) 学校の分割、合併及び終了を決定する。
 - (7) その他の重大事項を決定する。
- 2 その他の形式の政策決定機構の職権については、この条の規定を参照し執行 する。
- 第23条 民営学校の法定代表者は、理事長、董事長又は校長がこれを担任する。
- 第24条 民営学校は、同級同類の公営学校の校長任職の条件を参照し校長を任命するものとし、年令について適当に緩和することができる。
- 第25条 民営学校の校長は、学校の教育教学及び行政管理業務に責任に負い、 次の各号に掲げる職権を行使する。
 - (1) 学校理事会、董事会その他の形式の政策決定機構の決定を執行する。
 - (2) 発展規画を実施し、年度業務計画、財務予算及び学校の規則・制度を立案する。
 - (3) 学校の業務人員を任命し、及び解任し、賞罰を実施する。
 - (4) 教育・教学及び科学研究活動を組織し、教育・教学の質を保証する。
 - (5) 学校の日常管理業務に責任を負う。
 - (6) 学校理事会、董事会その他の形式の政策決定機構のその他の授権
- 第26条 民営学校は、募集・採用する学生について、その類別、修業年限及び 学業成績に応じて、国の関係規定に基づき学歴証書、学業結了証書又は養成・訓練 合格証書を発給することができる。
- 2 職業技能養成・訓練を受ける学生で、政府の認可した職業技能鑑定機構の鑑定を経て合格したものに対しては、国の職業資格証書を発給することができる。
- 第27条 民営学校は、法により教師を主体とする教職員代表大会等の形式を通じて、教職員が民主的管理及び監督に参与するのを保障する。
- 2 民営学校の教師その他の業務人員は、労働組合法により労働組合組織を確立 し、その適法な権益を維持・保護する権利を有する。
- 第4章 教師及び教育を受ける者
- 第28条 民営学校の教師及び教育を受ける者は、公営学校の教師及び教育を受ける者と同等の法的地位を有する。
- 第29条 民営学校の任命する教師は、国の定める教師担任資格を有しなければならない。
- 第30条 民営学校は、教師に対し思想品徳教育及び業務養成・訓練をしなければならない。
- 第31条 民営学校は、法により教職員の賃金、福利待遇その他の適法な権益を保障し、かつ、教職員のために社会保険料を納付しなければならない。
- 2 国は、民営学校が国の規定に従い教職員のために補充養老保険を取り扱うの を奨励する。

- 第32条 民営学校の教職員は、業務養成・訓練、職務任命、教育年数及び勤務 年数の計算、表彰・報奨及び社会活動等の分野において、法により公営学校の教職 員と同等の権利を享有する。
- 第33条 民営学校は、法により教育を受ける者の適法な権益を保障する。
- 2 民営学校は、国の規定に従い学籍管理制度を確立し、教育を受ける者に対し 報奨又は処分を実施する。
- 第34条 民営学校の教育を受ける者は、進学、就業、社会優待及び先進的評価 選択への参加等の分野において同級同類の公営学校の教育を受ける者と同等の権 利を享有する。

第5章 学校の資産及び財務管理

- 第35条 民営学校は、法により財務・会計制度及び資産管理制度を確立し、かつ、国の関係規定に従い会計帳簿を設置しなければならない。
- 第36条 民営学校は、設立・運営者が民営学校に投入する資産、国有資産、贈与を受けた財産及び学校運営累積金について、法人としての財産権を享有する。
- 第37条 民営学校の存続期間において、全ての資産は、民営学校が法により管理し、及び使用する。いかなる組織及び個人も、これを侵奪してはならない。
- 2 いかなる組織及び個人も、法律又は法規に違反し民営教育機構からいかなる 費用も収受してはならない。
- 第38条 民営学校が費用を収受する項目及び標準については、学校運営コスト及び市場需要等の要素に基づき確定し、社会に対し公示し、かつ、関係主管部門の監督を受ける。
- 2 非営利的な民営学校が費用を収受する具体的弁法については、省、自治区又 は直轄市の人民政府が制定する。営利的な民営学校が費用を収受する標準について は、市場による調節を実行し、学校が自主的に決定する。
- 3 民営学校が収受する費用については、主として教育・教学活動、学校運営条件の改善及び教職員待遇の保障に用いなければならない。
- 第39条 民営学校の資産の使用及び財務管理については、審査・認可機関その 他の関係部門の監督を受ける。
- 2 民営学校は、各会計年度終了時に財務・会計報告を作成し、会計士事務所に 委託し法により会計監査をさせ、かつ、会計監査結果を公布しなければならない。

第6章 管理及び監督

- 第40条 教育行政部門及び関係部門は、民営学校の教育・教学業務及び教師養成・訓練業務について指導をしなければならない。
- 第41条 教育行政部門及び関係部門は、法により民営学校に対し監督・指導を 実行し、民営学校情報公示及び信用档案制度を確立し、学校運営の質の向上を促進 し、社会仲介組織を組織し、又はそれに委託し学校運営水準及び教育の質を評価さ せ、かつ、評価結果を社会に対し公布する。
- 第42条 民営学校の学生募集簡易規則及び広告については、審査・認可機関に 報告し記録にとどめなければならない。
- 第43条 民営学校が教育を受ける者の適法な権益を侵害した場合には、教育を受ける者及びその親族は、教育行政部門その他の関係部門に対して不服を申し立てる権利を有する。関係部門は、遅滞なくこれを処理しなければならない。
- 第44条 国は、社会仲介組織が民営学校のためにサービスを供与するのを支持

し、及び奨励する。

- 第7章 扶助・支持及び報奨
- 第45条 県級以上の各級人民政府は、専門項目資金を設置し、民営学校の発展 の資金援助並びに目立つ貢献のある集団及び個人の報奨及び表彰に用いることが できる。
- 第46条 県級以上の各級人民政府は、購入サービス、助学ローン、奨学金並び に遊休国有資産の賃貸及び譲渡等の措置を講じ、民営学校に対し扶助・支持を与え ることができる。非営利的な民営学校に対しては、更に政府補助金、基金報奨金又 は資金寄付インセンティブ等の扶助・支持措置を講ずることができる。
- 第47条 民営学校は、国の定める税収優遇政策を享受する。そのうち、非営利 的な民営学校は、公営学校と同等の税収優遇政策を享受する。
- 第48条 民営学校は、国の関係する法律及び法規により、公民、法人その他組織の寄付・贈与を受けることができる。
- 2 国は、民営学校に対し財産を寄付・贈与した公民、法人その他組織に対して 関係規定に従い税収優遇を与え、かつ、これを表彰する。
- 第49条 国は、金融機構が信用貸付手段を運用し、民営教育事業の発展を支持するのを奨励する。
- 第50条 人民政府は、民営学校に義務教育任務の引受けを委託する場合には、 委託合意に従い相応する教育経費を支給しなければならない。
- 第51条 非営利的な民営学校を新たに建設し、又は拡大建設する場合には、人民政府は、公営学校と同等の原則に従い割当等の方式をもって用地優遇を与えなければならない。営利的な民営学校を新たに建設し、又は拡大建設する場合には、人民政府は、国の規定に従い土地を供給しなければならない。
- 2 教育用地については、その他の用途に用いてはならない。
- 第52条 国は、措置を講じ、社会組織及び個人が少数民族地区及び辺境貧困地 区において民営学校を設立・運営し、教育事業を発展させることを支持し、及び奨 励する。

第8章 変更及び終了

- 第53条 民営学校の分割及び合併については、財務清算をした後に、学校理事会又は董事会が審査・認可機関に報告し認可を受ける。
- 2 民営学校の分割又は合併を申請する場合には、審査・認可機関は、受理の日から3か月内に書面により回答しなければならない。そのうち、民営大学・高等専門学校の分割又は合併を申請する場合には、審査・認可機関は、受理の日から6か月内に書面により回答することもできる。
- 第54条 民営学校の設立・運営者の変更については、必ず設立・運営者が提出 し、財務清算をした後に、学校理事会又は董事会の同意を経て、審査・認可機関に 報告し審査・認可を受けなければならない。
- 第55条 民営学校の名称、階層及び類別の変更については、学校理事会又は董事会が審査・認可機関に報告し認可を受ける。
- 2 その他の民営学校に変更する旨の申請について、審査・認可機関は、受理の 日から3か月内に書面により回答しなければならない。そのうち、民営大学・高等 専門学校への変更申請について、審査・認可機関は、受理の日から6か月内に書面 により回答することもできる。

- 第 56 条 民営学校で次の各号に掲げる事由の1つに該当するものは、終了しなければならない。
 - (1) 学校定款所定の要求に基づき終了し、かつ、審査・認可機関の認可を経たもの
 - (2) 学校運営許可証を行政処罰として取り消されたもの
 - (3) 債務超過により学校運営を継続するすべのないもの
- 第57条 民営学校は、終了する場合には、在校学生を適切に安定配置しなければならない。義務教育を実施する民営学校が終了する場合には、審査・認可機関は、学校が学生の継続就学を手配するのに協力しなければならない。
- 第58条 民営学校は、終了する場合には、法により財務清算をしなければならない。
- 2 民営学校が自ら終了を要求する場合には、民営学校が清算を組織する。審査・ 認可機関により法により取り消された場合には、審査・認可機関が清算を組織する。 債務超過により学校運営を継続するすべがなく終了する場合には、人民法院が清算 を組織する。
- 第59条 民営学校の財産については、次の各号に掲げる順位に従い弁済する。
 - (1) 返還するべき教育を受ける者の学費、雑費その他の費用
 - (2) 支給するべき教職員の賃金及び納付するべき社会保険料
 - (3) その他の債務の弁済
- 2 非営利的な民営学校が前項各号の債務を弁済した後の残余財産については、 継続的にその他の非営利的な民営学校の学校運営に用いる。営利的な民営学校が前 項各号の債務を弁済した後の残余財産については、会社法の関係規定により処理す る。
- 第60条 終了した民営学校については、審査・認可機関が学校運営許可証を回収し、印章を廃棄し、かつ、登記を抹消する。

第9章 法律責任

- 第61条 民営学校が教育活動において教育法又は教師法の規定に違反した場合には、教育法又は教師法の関係規定により処罰する。
- 第62条 民営学校で次の各号に掲げる行為の1つをしたものについては、県級以上の人民政府の教育行政部門、人的資源・社会保障行政部門その他の関係部門が期間を限り是正するよう命じ、かつ、警告を与える。違法所得のある場合には、収受した費用を返還した後に違法所得を没収する。事案が重大である場合には、学生募集を停止するよう命じ、又は学校運営許可証を行政処罰として取り消す。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。
 - (1) 民営学校を無断で分割し、又は合併する行為
 - (2) 民営学校の名称、階層、類別及び設立・運営者を無断で変更する行為
 - (3) 虚偽の学生募集簡易規則又は広告を発布し、金銭・財物を騙取する行為
 - (4) 学歴証書、学業結了証書、養成・訓練証書又は職業資格証書を不法に発行し、 又は偽造する行為
 - (5) 管理が混乱し教育・教学に重大な影響を与え、劣悪な社会的影響をもたらす 行為
 - (6) 虚偽の証明文書を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽 し学校運営許可証を騙取する行為
 - (7) 学校運営許可証を偽造し、変造し、売買し、賃貸し、又は無償で貸し出す行

為

- (8) 悪意により学校運営を終了し、資金を持ち逃げ、又は学校運営経費を流用する行為
- 第63条 県級以上の人民政府の教育行政部門、人的資源・社会保障行政部門その他の関係部門で次の各号に掲げる行為の1つをしたものについては、上級機関が当該機関及び部門に対し是正するよう命ずる。事案が重大である場合には、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、法により行政処分をする。経済損害をもたらした場合には、法により賠償責任を引き受ける。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。
 - (1) 既に設立申請を受理したのに、期間を徒過して回答しない行為
 - (2) この法律所定の条件に適合しない申請を認可する行為
 - (3) 管理をおろそかにし、重大な結果をもたらす行為
 - (4) 国の関係規定に違反し費用を収受する行為
 - (5) 民営学校の適法な権益を侵害する行為
 - (6) 職権を濫用し、又は私利を図るその他の行為
- 第64条 国の関係規定に違反して無断で民営学校を設立・運営した場合には、所在地の県級以上の地方人民政府の教育行政部門又は人的資源・社会保障行政部門が同級の公安、民生又は工商行政管理等の関係部門とともに学校運営を停止し、収受した費用を返還するよう命じ、かつ、設立・運営者に対し違法所得相当額以上5倍以下の罰金を科する。治安管理違反行為を構成する場合には、公安機関が法により治安管理処罰を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 10 章 附則

- 第65条 この弁法にいう民営学校には、法により設立・運営されるその他の民営教育機構が含まれる。
- 2 この弁法にいう校長には、その他の民営教育機構の主たる行政責任者が含まれる。
- 第66条 国外の組織及び個人が中国国内において合作により学校を運営する 弁法は、国務院がこれを定める。
- 第67条 この法律は、2003年9月1日からこれを施行する。1997年7月31 日に国務院の発布した「社会組織学校運営条例」は、同時にこれを廃止する。

(中文法令研究会翻訳。会長:萩野敦司 副会長:広瀬元康 事務局長:森啓太)